

新保険法 でこう変わる! 告知義務 から 説明責任へ

羽成 守・乙守順市 [編著]

本書のポイント

- 保険の仕組みと新保険法の内容を詳しく解説!
 - 保険法全条文を収録! (平成20年6月6日法律第56号)
- 保険会社と保険契約者双方の立場から、新保険法の解釈にあたっての疑問を解決!
 - 具体的なQ&A・解説を32本収録!
 - 保険業法分野第一人者の弁護士と三井住友海上火災保険(株)の実務担当者が執筆!
- 関連法令、ガイドラインに基づいた解説、重要判例等を収録!
 - 火災保険・自動車保険・傷害保険の具体的な確認手続も収録!

新保険法 でこう変わる! 告知義務 から 説明責任 へ

羽成 守
乙守順市
編著

知って安心、新保険法!

保険契約はどう変わる? 対応のポイントは?
あなたの疑問に答えます!

第一法規

単行本・A5判・322ページ
定価 本体3,000円+税

あなたの疑問に答えます!

保
險
会
社
側

顧客が、保険契約の内容を理解しようとせず(「みんなまかせる」)、あるいは誤解をしていることが明らかな場合は、どのようにしたらよいですか?

顧客が「意向確認書面」の交付を希望しない場合はどのような対応をとる必要がありますか?

以前から保険契約者等が負っていた「告知義務」、「通知義務」はなくなったのですか?
保険契約者等は、自分に不利益なことをあえて公表しなくてよいのでしょうか?

保険会社が求めてきた確認事項の書面があまりに膨大なため、面倒になって不適切な回答をすると、何か問題はあるのでしょうか?

保
險
契
約
者
側



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

Part.1 保険の仕組みと新保険法

I. 保険業務に関連する法令

- 1 保険業務の法規制
- 2 個別の法律における規制内容

II. 保険法による法規制

- 1 保険法の創設
- 2 保険法の特徴
- 3 改正のポイント

III. 保険(共済)の種類について

- 1 保険(共済)の種類と特徴
- 2 生命保険
- 3 損害保険
- 4 保険法施行以前の第三分野の保険
- 5 共済

Part.2 Q&A 告知義務から説明責任へ

I. 保険契約締結時の要点 注意点

1 保険会社側

- Q 顧客に対する「説明責任」とは何ですか。従来の顧客からの「告知義務」、「通知義務」とはどのような違いがありますか。
- Q 変額保険、外貨建保険等、保険契約者がリスクを負うことがある商品の販売にあたって、注意すべき点は何ですか。
- Q 保険契約をする場合、保険契約者に対して説明する事項にはどのようなものがありますか。
- Q 保険募集をする代理店が説明義務を果たさなかったときはどのような責任をとることになりますか。
- Q すでである保険契約に、特約を中途で付加する場合の保険会社の説明義務とその方法はどのようなものですか。
- Q 保険の「乗換」(既契約を消滅させて、新たな契約を締結すること。またはこの逆)とは何ですか。その場合の注意すべき点は何ですか。
- Q 保険の「転換」(既契約を消滅させ、それにより生じた既契約の返戻金、積立金等を新契約に充当すること)とは何ですか。その場合の注意点はどのようなものですか。
- Q 電話、郵便、インターネットなどの非対面方式の保険募集の場合、どのように説明すればよいですか。
- Q 保険契約を締結しようとする者の「意向確認書面」とは何の目的で作成されるのですか。また、その交付時期はいつですか。

2 保険契約者側

- Q 保険会社から確認を求められた事項に誤った記載をしてしまいました。保険契約者等は保護されず、保険契約は解除されてしまうのでしょうか。
- Q 保険会社から確認を求められた事項に記入をしなかったところ、そのまま保険契約が締結されてしまいました。保険契約は解除されるのでしょうか。
- Q 保険契約者が意向確認書面の交付を希望しなかったため、保険契約者の意向が保険契約に反映されていなかった場合の保険契約の効力はどのようになりますか。
- Q すでに契約している契約の内容についての確認書面が郵送されたのにこれに答えなかった場合、既契約の内容を誤解していた保険契約者は保護されますか。

II. 具体的な確認手続

- 1 火災保険
- 2 自動車保険
- 3 傷害保険

保険法(平成20年6月6日法律第56号)

内容見本

1. 保険契約締結時の要点、注意点

1 保険会社側 意向確認書面の目的

Q15 保険契約を締結しようとする者の「意向確認書面」とは何の目的で作成されるのですか。また、その交付時期はいつですか。

A 「意向確認書面」とは、顧客が購入しようとする保険商品について、ニーズに適合しているかどうか最終的に確認する機会を確保するために作成される書類であり、顧客が確認後、すみやかに交付します。

解説

1 「意向確認書面」の目的について

1-1 顧客ニーズの確認

保険募集時には、顧客保護の観点、また適合性の原則(顧客が契約を希望される商品が顧客の意向に合致した内容であることを、顧客自身が十分に確認する機会を確保し、顧客に保険商品を適切に選択・購入していただく)から、顧客のおかれている環境(知識・経験・財産力・ニーズ等)に適合した形で保険募集を行うことが強く求められます。しかし、保険業界においては、販売勧誘に関する苦情が依然として多く、また、保険商品の多様化・複雑化により、顧客が商品内容を理解しづらい状況となっていることも確かであり、顧客ニーズを満たす保険商品を販売するためには、顧客と保険会社等の間のギャップを埋める必要があります。そのため、保険会社等は金融庁策定の「保険会社向けの総合的な監督指針」に従い、

ホームページからのお申し込みは
 <クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規

検索

CLICK!